

その二

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

春日部市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名
住 所
(電話番号)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	

9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備 考	

備考

- 1 この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 3 「申出者」の欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

記入要領

その二

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)

年 月 日

春日部市選挙管理委員会委員長 殿

申出者 氏 名

住 所

(電話番号)

(申出者が政党その他の政治団体である場合に
あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地を記載してください。)

下記のとおり、政治活動(選挙運動を含む。)をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活 動 の 内 容	政治活動(選挙運動を含む。)
2 閲覧事項の利用の目的	できる限り具体的に記載すること。
3 閲覧者の氏名及び住所	
4 閲覧事項の管理の方法	管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。
5 閲覧対象者の範囲	
6 閲覧者に関する事項	閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	現職の場合は、その職名も併せて記載すること。
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第4項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない

申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第30条の12において準用する法第28条の2第7項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	添付書類について記載すること。規則第2条の2第1項において準用する公職選挙法施行規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも1人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。

備考

- この様式は、法第30条の12において準用する法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」の欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。